## スーダン難民に係る物資協力の実施について

平成16年10月5日 閣 議 決 定

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成4年法律第79号)第25条第1項の規定に基づき、スーダン難民に係る物資協力を別紙のとおり実施することとする。

## (別紙)

日本国政府は、平成16年度において、国際連合難民高等弁務官事務所(以下「UNHCR」という。)に対し、現在、チャド共和国においてスーダン難民に対し行われているUNHCRの活動に協力するために必要な

テント 700張

を無償で譲渡し、この輸送に必要な役務を予算の範囲内において無 償で提供する。

## 説明

- 1 チャド共和国においては、隣接するスーダン共和国西部のダルフール地域で続いていた紛争が激化したことにより、既に約20万人の難民が流入している。さらに今月中旬の雨季明けには、これに加え約10万人の新たな難民の流入が予想されている。
- 2 このような状況に対し、UNHCRは、チャド共和国において、 人道的な国際救援活動を実施している。
- 3 今般、UNHCRから我が国政府に対し、チャド共和国におけるUNHCRの活動に早急に必要なテントの譲渡要請がなされたものである。